





## 山火豫防強調期間

4月20日から5月20日まで

過去に荒れはてた森林を、できるだけ早く復旧するため林業に対するいろいろな施策がとられ国土緑化が着々と進められている時に、森林火災の発生件数と被害面積が年々だんだんふえる傾向にあり、ことに昨年は気象的関係もあつたと思ひますが、ここ数年来珍しい大山火が全道的に発生し、當市管内でも件数、被害とともに急にふえて造林地、天然更新地等が焼失したこと、森林復興のため誠に憂慮にたえません。國土を保全し、産業の振興をはかり源の増殖を図つてこそ初めて達成されるものであります。

従つてこの目的を達成するには、森林に対する被害に対する伐害と森林事業の推進による森林資源の増殖を図つてこそ初めて達成されるものであります。

（中略）被災を免える森林火災を絶滅させるよ

り以外にはないのです。

特に本道では、森林火災の発生する時期は、四月下旬から五月中旬で、この時に燃燒物が多いことばかりでなく、空氣ならびに地被植物の乾燥も激しくいために造林地火入れ、開墾、山菜採集、原野の火入れ、汽車の飛火特に入林者の焚き火や煙草の火等が原因となつて森林火災を発生します。ですから、森林火災の予防法として国有林、大學生等は森林法に規定する管理取締上の予防対策を講じておりますし、当市におきましては、森林火災の予防法を実行する所であります。市長は、消防署、測量所の同意を得て許可証をすみやかに交付します。山火予防対策本部は、市役所産業課

も「森林愛護組合」を設置して現在は十四単位組合が

あり、森林資源の造成と災害の予防に山火の予防に

特にご協力下さい。

## 巡視人を配置

危険な時は「入林お断り」といふ規格、標識などを設置します。

山火の危険期においては、森林愛護組合はそれを重視して巡視人を配置

要度に応じて巡視人を配置いたしますが、特に危険な

時期には、入林をおことわ

りしなければならないばあ

いが生ずることもあります。

（中略）こので承知おき願います。

（中略）こので承知おき願います。